

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 100
- 福島県現住人口調査規則の一部を改正する規則 100
- 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 100

告 示

- 新たに県基幹統計調査として調査を行う件 101
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 101
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 101
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 101
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 101
- 道路の区域を変更する件二件 101
- 道路の供用を開始する件 101
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 101

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 103
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 103
- 福島県選挙管理委員会 103
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 103

正 誤

- 平成十二年三月二十四日付け号外第二十二号中 104

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県現住人口調査規則の一部を改正する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四十二号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四百四十一条第一項中「第六十九条第一項第十号」を「第六十九条第一項第九号」に改める。

第四百四十一条の三第一項及び第二項中「第六十九条第一項第十二号」を「第六十九条第一項第十一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県規則第四十三号

福島県現住人口調査規則の一部を改正する規則

福島県現住人口調査規則（平成十二年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「記載され、又は外国人登録原票に登録された」を「記載された」に、「消除され、又は外国人登録原票を閉鎖された」を「消除された」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（統 計 課）

福島県規則第四十四号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(二)中「二、三八七、〇〇〇円」を「二、四〇一、〇〇〇円」に改め、同表の三の3の(一)中「一七、三〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、三〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「四九、七〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三六、九〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「六〇、四〇〇円」を「六〇、二〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七五、七〇〇円」に改め、同表の三の3の(二)中「一七、五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、三〇〇円」に改め、同表の十二の2中「一三四、二〇〇円」を「一三三、九〇〇円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二二、四〇〇円」を「二二、一〇〇円」に改め、同表の一

の1の(二)中「一六、九〇〇円」を「一六、七〇〇円」に改め、同表の1の1の(四)中「一五、三〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改め、同表の1の1の(五)中「一六、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同表の1の1の(六)中「一五、四〇〇円」を「一五、七〇〇円」に改め、同表の1の1の(七)及び(八)中「一四、五〇〇円」を「一四、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(避難者支援課)

告 示

福島県告示第三百十二号

福島県統計調査条例施行規則(平成二十一年福島県規則第三十九号)第三条第一項の規定により、新たに県基幹統計調査として次のとおり調査を行う。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査の名称及び目的
 - 1 名称 商品流通調査
 - 2 目的 地域産業連関表及び福島県産業連関表を作成するための基礎資料として、地域間における商品流通状況の把握を目的とする。
- 二 調査の対象の範囲

日本標準産業分類に定める製造業であり、かつ、経済産業省が作成した製造業に係る商品流通調査対象事業所名簿に記載された県内の事業所のうち、経済産業省が調査対象とする事業所を除いたもの。
- 三 報告を求める事項
 - 1 製造品の生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額の年間実績
 - 2 製造品の最終消費地域別出荷内訳及び業種別出荷内訳の年間実績
- 四 報告を求める者
 - 二に掲げる事業所を有する者のうち知事が有意に抽出した者
- 五 報告を求めるために用いる方法
 - 四に掲げる者から郵送で調査票の提出を受ける。
- 六 調査の周期及び実施期間
 - 1 調査の周期 五年
 - 2 調査の実施期間 対象年の七月から九月まで

(統計課)

福島県告示第三百十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十四年六月七日救急病院として認定した。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤雄平

名称

所在地

福島南循環器科病院

福島市方木田字辻の内三一五 平成二十七年六月六日

(地域医療課)

福島県告示第三百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年六月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品笹谷店 福島県福島市笹谷字中谷地十一番一ほか九筆

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) カワチ薬品福島北店

(変更後) カワチ薬品笹谷店

三 変更した年月日

平成二十四年六月四日

四 届出年月日

平成二十四年六月四日

五 届出をした者

株式会社カインズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年六月十五日から同年七月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン須賀川 福島県須賀川市仲の町八十四ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所
白河市・西白河郡西郷村(以上二市町村国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林業総室森林保全課及び関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十四年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字五 東刈三番三地先から 同 市霊山町下小国字 山岸一三番一地先まで	変更前 A 変更後 A	七・〇 六三・七	一四、一五六・〇 一四、一五六・〇

B
六三・七
一四・〇
二八七・二

(道路計画課)

福島県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十四年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石川 鴉子線	石川郡平田村大字北方 字蛇石六三番一地先か ら 同 郡同 村大字北方 字蛇石二二番地先まで	変更前 九・五 三一・二 変更後 九・五 三一・二	九・五 三一・二	三二〇・〇 三二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十四年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道石川鴉子線	石川郡平田村大字北方字蛇石六三番一地先 から 同 郡同 村大字北方字蛇石二二番地先ま で	平成二十四年六月 一五日

(道路計画課)

福島県告示第三百二十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区間
県道小名浜平線	いわき市小名浜本町四〇番一地先から同市小名浜花畑町一番三地先までの上り線 いわき市小名浜西町一番一地先から同市小名浜花畑町二二番六二地先までの下り線

（道路計画課）

公 告

公告第百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年六月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十四年六月四日

二 名称
特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターマカセツセ

三 代表者の氏名
庄司 操

四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市七日町六番十八号

五 定款に記載された目的
この法人は、障害者が、地域社会で自立生活をするための支援事業を行い、不特定多数の障害者及びその家族の利益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十四年六月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 佐藤 雄 平

喜多方ショッピングプラザ 福島県喜多方市関柴町上高瀬字前田千七百五十九番地ほか

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
二千八百七平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十五年一月三十一日

五 届出年月日
平成二十四年六月五日

六 届出をした者
株式会社コメリ

（商業まちづくり課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十四年六月二日現在において、次のとおりである。
平成二十四年六月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、六二〇

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三三八、四九八

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選 挙 区

選 挙 区

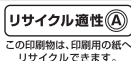
○平成十二年三月二十四日付け号外第二十二号中

三二
下
八
剥皮機
剥皮機

ページ
段
行
正
誤

正 誤

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山	会津若松市	福島市	
一六、二三五	一二、一七三	二二、六九六	二六、三七七	三〇、四四五	九二、三一九	八八、二二六	三三、七〇六	七八、一一六	
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯舘村	田村市田村郡
一八、九二六	一二、〇七四	九、五八二	八、二五三	六、七四六	八、四三六	一〇、六九七	二八、九八二	二〇、一五三	一九、五二七



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷